居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導　重要事項説明書

1．事業者(法人)の概要

事業者名	医療法人社団　心愛会
代表者名	木下　幹雄
所在地・連絡先	(住所)　東京都昭島市松原町 4-11-9
	(電話)　042-544-1700
	(FAX)　042-544-1706

2．事業所の概要

事業所名	医療法人社団　心愛会　TOWN 訪問診療所東京ベイ
事業所番号	1212819845
所在地・連絡先	(住所)　千葉県船橋市印内 2-5-32 レックスハイツ西船橋 104
	(電話)　047-402-4007
	(FAX)　047-402-4008
①指定を受けている サービスの種類	居宅療養管理指導
②営業日	午前 9 時 から 午後 5 時
③サービス提供地域	船橋市、市川市、浦安市、習志野市、鎌ヶ谷市、松戸市、江戸川区、江東区

3．事業の目的および運営方針

目的	当事業所は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、療養上の管理及び指導を行う事により、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営む事ができるように支援すること目的とする。
運営方針	1.当事業所の指定居宅療養管理指導は、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態になることの予防になるよう、適切にサービスを提供する。 2.指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又は家族からの介護に関する相談に親切丁寧に行う事を旨とし、利用者又はその家族に対して、療養上の必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行う。 3.指定居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供を努めます。 4.自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の高い評価を行い、常にその改善を図るものとする。

4．従業者の勤体制

職名	資格	人数	業務内容
		常勤(人)	
居宅療養管理 指導従業者	医師	1 人	利用申込の調整、業務等に管理及び居宅療養管理指導者の提供にあたる

5．サービスの内容と費用

(1)サービスの内容

1．通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者、家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。

2．利用者、家族に対する指導又は助言については、文章等の交付により行うよう努めます。

3．文章等により指導、助言を行った場合は、当該文章等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を記録します。

(2)費用

ア.利用料

1ヶ月に 2 回を上限とし、介護保険の居宅療養管理指導費の 1 割ないし 2 割が利用者の負担額となります。

イ．交通費

居宅療養管理指導の提供に要する交通費は徴収していません。

6．利用料等のお支払い方法

当院で診療させて頂いている患者様は、診療費と共にご請求させて頂きます。

当院にて診療を行っていない患者様につきましては、毎月 20 日前後に請求書を発行しますのでご入金等ご確認下さい。

7.サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所相談窓口

・窓口責任者　　院長　小島俊輔

・ご利用時間　　平日 9 時～17 時

・ご利用方法　　電話　047-402-4007

8.利用者の方へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。